

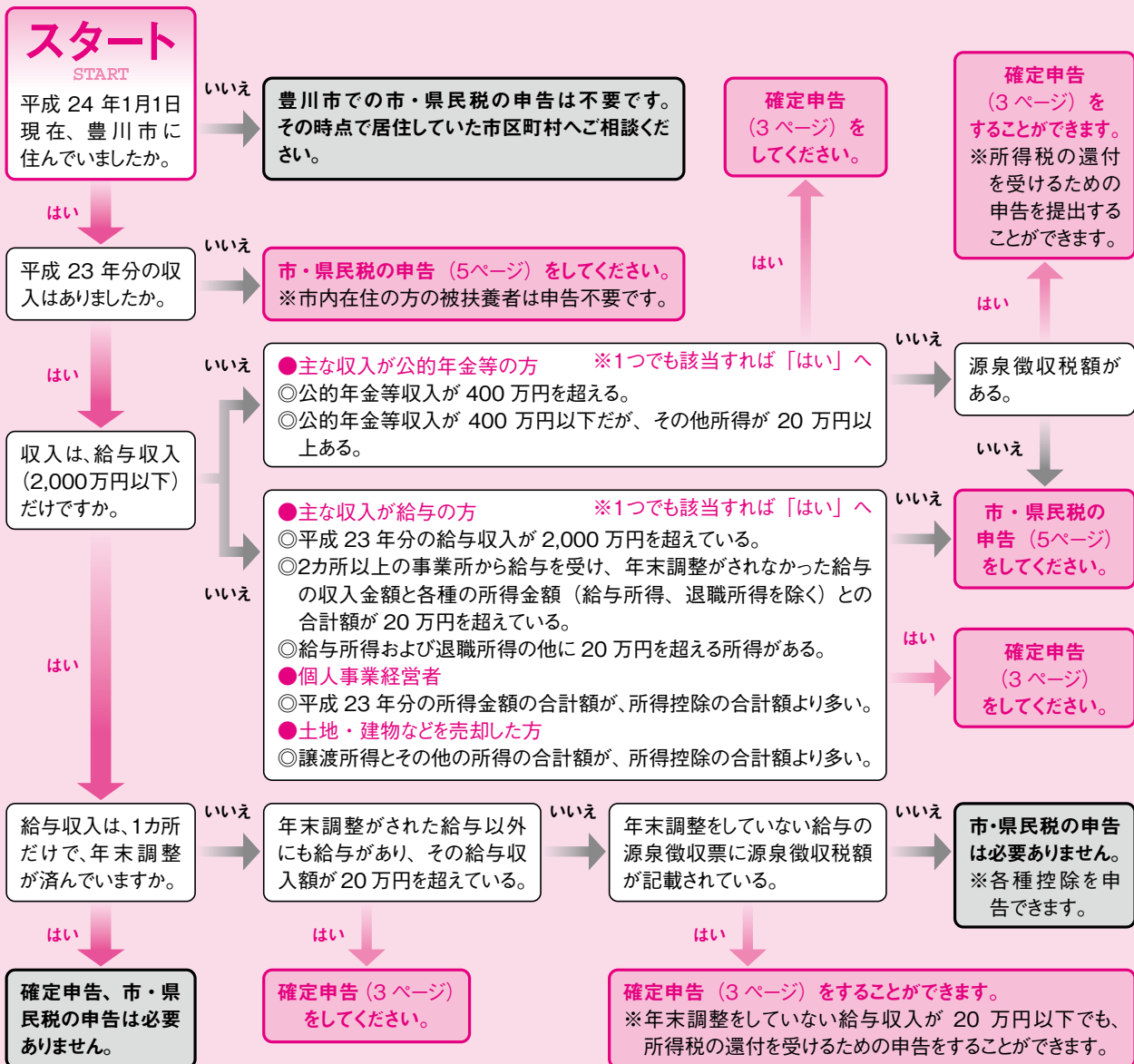


【特集】正しい申告と納税を

申告が始まります

所得税、市・県民税の申告時期になりました。
 所得税の確定申告や市・県民税の申告が必要な方は、早めの申告をお願いします。
 詳しいことは、豊橋税務署（0532 - 52 - 6201）、または市民税課（89 - 2129）へ、
 お問い合わせください。

まずは、確定申告や市・県民税の申告が必要なのか確認してみましょう。



※この図は、一般的な事例をもとに作成したものです。
 ※「平成 23 年分」とは、平成 23 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間を表します。
 ※国民健康保険および後期高齢者医療保険の方は、所得の多少に関わらず、必ず申告をしてください。

所得税の確定申告などは お早めに

確定申告が必要な方

所得税の確定申告が必要な方は、収入の種類などにより分けられ、次の方が対象となります。

主な収入が給与の方

- 平成二十三年分の給与収入が、二十万円を超えた方
- 二カ所以上の事業所から給与を受けた方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が二十万円を超えた方
- 給与所得および退職所得のほか、二十万円を超える所得があった方

主な収入が年金の方

- 平成二十三年分の公的年金等の収入金額の合計額が四百万円を超える方
 - ①には該当しないが、その他所得が二十万円を超える方
- ※①②に該当せず確定申告が不要

な場合でも、還付を受けるための申告書を提出することができません。

個人の事業経営者

平成二十三年分の所得金額の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方

土地・建物などを売却した方

譲渡所得とその他の所得の合計額が、所得控除の合計額より多くなる方

確定申告に必要なもの

- 確定申告に必要な書類などは、次のとおりです。
- ① 印鑑
 - ② 申告書（豊橋税務署、市・県民税申告会場などにも用紙があります）
 - ③ 給与所得者または公的年金等受給者は、源泉徴収票または支払者の証明書（コピーは不可）
 - ④ 事業所得がある方および譲渡所得があった方は、収入および必

要経費の額が分かるもの
⑤ 各種控除を受ける方は、その確認ができるもの（証明書・領収書など）

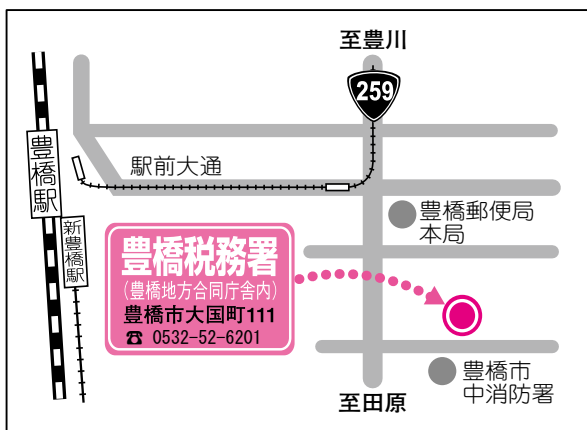
確定申告書の提出

確定申告の期間と会場は、左表のとおりです。申告期間に直接、豊橋税務署で申告する方法の他に、国税庁のホームページで確定申告書を作成し郵送する方法や

確定申告の申告期間と会場

申告期間	申告会場
2月16日から 3月15日まで	豊橋税務署 (9:00~17:00) ※会場周辺は大変混雑しますので、公共交通機関のご利用をお願いします

- ◎土・日曜日、祝日を除く。ただし、豊橋税務署では2月19日・26日の日曜日は受け付けます。
- ◎市・県民税の申告受付期日と会場は、6ページをご覧ください。



- ① 事業所得（営業、農業など）、不動産所得、土地・建物・株式などの譲渡所得、申告分離課税選択の配当所得を確定申告される方
 - ② 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の確定申告を初めてされる方
 - ③ 贈与税、消費税及び地方消費税の申告をされる方
- e-Taxを利用して申告する方法もあります。
- 給与所得、年金などの雑所得、医療費控除などの申告は、市・県民税申告会場でも相談できます。
- なお、次の申告相談を希望する方は、直接、豊橋税務署へご相談ください。

所得税の還付申告

確定申告の必要がない方でも、給与などから源泉徴収された所得税のうち、納め過ぎになった税金が戻る場合があります。主な事例と添付書類は、次のとおりです。事例によって豊橋税務署および市内の市・県民税申告会場で申告できるものと、豊橋税務署で申告するものがありますので、ご注意ください。

なお、還付金は口座振込となりますので、申告者本人名義の預貯金通帳をご用意ください。

豊橋税務署、市内の市・県民税申告会場で申告できるもの

①平成二十三年中に退職し、再就職していない場合

添付書類 源泉徴収票、社会保険料・生命保険料・地震保険料などの支払い額を証明するもの
②平成二十三年中に多額の医療費を支払った場合

添付書類 源泉徴収票、病院・薬局などの領収書（合計金額を計算しておいてください）、保険金などで補てんされる金額が分かるもの



豊橋税務署で申告するもの

①住宅ローンなどを利用して、家を新築・購入・増改築した場合
添付書類 源泉徴収票、家屋・土地の登記事項証明書、売買契約書の写しまたは工事請負契約書の写し、金融機関からの借入金年末残高証明書、住民票など
②災害や盗難などにより、一定以上の被害を受けた場合
添付書類 源泉徴収票、災害関連支出の金額を証明するもの、保険金などで補てんされる金額が分かるもの、公的機関の発行するり災証明など

税の相談はお気軽に

税理士による無料税務相談、国税の電話相談をご利用ください。

■税理士による無料税務相談

期間 二月十六日から三月二日まで（土・日曜日を除く）
時間 午前九時三十分から正午までと午後一時から三時三十分まで
会場 文化会館大会議室

■国税に関する電話相談

日時 土・日曜日、祝日を除く午前八時三十分から午後五時まで
電話番号 豊橋 税務署（0532）52局6201番。
自動音声により案内しています

インターネットでの申告・納税

国税庁では、確定申告書などをパソコンで作成できるサービスやインターネットで申告や納税ができる「e-Tax」などを行っています。

詳しいことは、国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

確定申告書を自宅で作成

国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」で、確定申告書を作成できます。A4サイズの普通紙に印刷し、添付書類を同封の上、豊橋税務署（〒440-8504豊橋市大町一丁目）へ郵送で提出することができます。

インターネットで申告

住民基本台帳カードと電子証明書取得、ICカードリーダーライタの用意をしておけば、e-Taxを利用して申告や納税などの手続きができます。

本人の電子署名および電子証明書を付して期限内に申告する

e-Taxを利用するには・・・

e-Taxを利用して申告や納税などを行うには、次の準備が必要になります。

詳しいことは、e-Tax ヘルプデスク（0570-015901）へ、お問い合わせください。

- ・住民基本台帳カードと電子証明書の取得（手数料：各500円）
 - ・ICカードリーダーライタの準備（購入費用：2,000円程度）
- ※住民基本台帳カードに関することは、市民課（89-2136）へ、お問い合わせください。



e-Taxで申告書を作成

と、所得税から最高四千円の税額控除を受けることができます。ただし、この税額控除は、平成十九年分から二十四年分までの申告で、いずれか一回です。

市・県民税の申告は 市内の各申告会場へ

市・県民税の申告が 必要な方

次のいずれかに該当する方は、市・県民税の申告が必要となります。ただし、平成二十三年分の所得税の確定申告をされる方は、市・県民税の申告をする必要ありません。

なお、市・県民税の申告の受付期日と会場は、六ページをご覧ください。

主な収入が給与の方

- ① 年末調整がされている給与所得以外の所得の合計額が二十万円以下の方
- ② パートやアルバイトなどの給与収入がある方で、年末調整がされていない方（確定申告をする方を除く）

主な収入が年金の方

公的年金等以外の所得が二十万円以下であるなど、確定申告書の提出を要しない方で、各種所得控

除を受ける方

収入がなかった方

平成二十四年一月一日現在、豊川市に住所がある方で、親族の税法上の扶養に入っていない方（各種申請などに必要となる証明書の発行には申告が必要です）

個人の事業経営者や

土地・建物などを売却した方

確定申告をしなくてもよい方

国民健康保険および

後期高齢者医療保険の方

国民健康保険料および後期高齢者医療保険料は、前年一年間の所得などに応じて計算されます。

これらの保険に加入している方で、所得がない方・減少した方・障害年金や遺族年金などを受けている方などは、所得金額が一定基準以下の場合、保険料の軽減や減免を受けることができます。所得の多少にかかわらず、必ず申告をしてください。

控除の確認、お忘れなく

次のような控除があります。

■住宅ローンに係る特別控除

所得税の住宅ローン控除を受けている方（平成十九・二十年の入居者は除く）で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、その差額分を市・県民税の所得割額から控除することができます。なお、事業所から提出される「給与支払報告書」や「確定申告書」に「住宅借入金等特別控除可能額」などの記入があれば控除額を把握できるため、申告は不要です。ただし、その記載がない場合は控除の適用が受けられません。

■おむつ費用の医療費控除

おむつ代の領収書に、医師や市が発行する証明書を添付すると、医療費控除を受けられます。

■医師発行の証明書が必要な方

介護保険法に基づく要介護認定を受けていない方、またはおむつ費用の申告が一年目の方

■市発行の証明書で申告できる方

介護保険法に基づく要介護認定を受けている方で、おむつ費用の申告が二年目以降の方

■要介護認定を受けている方の障害者控除

身体障害者手帳などをお持ちでない方も、市が発行する認定書の交付を受けることで障害者控除を受けることができます。

■対象 介護保険法に基づく要介護認定を受けている六十五歳以上の方で、障害などにより日常生活における自立度が一定の条件に該当する方

■問合せ先 介護高齢課（89局2173番）

平成二十三年中に納付した国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。納付額は、年金などの源泉徴収票や「年間納付済額のお知らせ」でご確認ください。国民年金保険料は日本年金機構から郵送される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をご覧ください。

■社会保険料控除

平成二十三年中に納付した国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。納付額は、年金などの源泉徴収票や「年間納付済額のお知らせ」でご確認ください。国民年金保険料は日本年金機構から郵送される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」をご覧ください。

■問合せ先 下表のとおり

保険料種別	問合せ先	電話番号
国民健康保険料	保険年金課	89-2118
後期高齢者医療保険料	保険年金課	89-2164
介護保険料	介護高齢課	89-2173
国民年金保険料	豊川年金事務所	89-4046

市・県民税の申告は 3月15日(木)まで

市・県民税の申告が必要と思われる方には、2月上旬までに申告書を郵送する予定です。同封の「申告書の書きかた」を参考にしていただき、3月15日（木）までに市・県民税の申告を行ってください。

受付期日・会場・対象・受付時間 下表のとおり

その他 市・県民税の申告書の提出は、郵送でも受け付けますので、豊川市役所市民税課（〒442 - 8601 諏訪1の1）へ、お送りください。



市・県民税の申告受付期日と会場

期日	会場	対象	期日	会場	対象
2月16日から 3月15日まで (土・日曜日を除く)	文化会館大会議室	市内全域 (3/12と3/13は指定 校区の受付)	2月29日(水)	桜ヶ丘ミュージアム	三蔵子小学校区、金屋小 小学校区
2月7日(火)	音羽文化ホール	萩小学校区、御油小学校 校区	3月1日(木)	桜ヶ丘ミュージアム	豊小学校区、東部小学校 区
2月8日(水)	音羽文化ホール	赤坂小学校区、長沢小学 校区	3月2日(金)	桜ヶ丘ミュージアム	桜木小学校区、豊川小学 校区
2月9日(木)	市役所本31会議室 (本庁舎3階)	牛久保小学校区、天王小 小学校区	3月6日(火)	西部地域福祉 センター	御油小学校区
2月10日(金)	市役所本31会議室 (本庁舎3階)	中部小学校区、金屋小学 校区	3月7日(水)	西部地域福祉 センター	国府小学校区
2月13日(月)	農業者トレーニング センター	一宮南部小学校区、豊小 小学校区、東部小学校区	3月8日(木)	ふれあいセンター	平尾小学校区、三蔵子小 小学校区
2月14日(火)	農業者トレーニング センター	一宮東部小学校区	3月9日(金)	ふれあいセンター	八南小学校区、千両小学 校区
2月15日(水)	農業者トレーニング センター	一宮西部小学校区	3月12日(月)	文化会館大会議室	桜町小学校区
2月21日(火)	小坂井支所	伊奈町(南山新田、佐脇 原を除く)	3月13日(火)	文化会館大会議室	代田小学校区
2月22日(水)	小坂井支所	小坂井町、篠束町、宿町、 平井町			
2月23日(木)	小坂井支所	伊奈町(南山新田、佐脇 原だけ)、美園			
2月24日(金)	御津生涯学習会館	御津北部小学校区			
2月27日(月)	御津生涯学習会館	御津南部小学校区(西方、 坪野、大草、赤根)			
2月28日(火)	御津生涯学習会館	御津南部小学校区(上佐 脇、下佐脇、新田、御馬)			

ご注意ください!

市・県民税の申告会場では、所得税（事業所得、不動産所得、譲渡所得、申告分離課税選択の配当所得、住宅借入金等特別控除のある申告）、贈与税、消費税及び地方消費税の申告の相談・受け付けはできません。豊橋税務署をご利用ください。

- 受付時間は、午前9時から正午、午後1時から4時までです。
- 指定された会場で申告できない場合は、文化会館または、都合の良い会場へお出掛けください。
- 会場の混雑具合により、申告をお受けできない場合があります。
- コミュニティバスをご利用される場合は、乗降時間やバス停、路線などをご確認ください。